

運動部活動に係る活動方針

平成 30 年 8 月 27 日
広島皆実高等学校長

1 基本方針

文武両面で生徒を鍛え、自ら学ぶ力、チャレンジする力、豊かな人間性と社会性を育てることを理念として運動部活動を運営する。また、活動を通して生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を養う。

さらに強化部では、アスリートとして全国で活躍できる人材や将来スポーツ活動の優秀な指導者となる人材の育成を目指す。

2 適切な運用のための体制

(1) 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、外部指導者等の活用状況を踏まえながら、教師の長時間勤務の解消に向け業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に運動部活動が実施できるよう取り組む。

(2) 活動計画等の作成及び公表

ア 運動部顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。

イ 年度当初に各運動部の活動計画等を学校のホームページで公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 運動部活動の実施に当たっては『運動部活動での指導のガイドライン(平成 25 年 5 月 文部科学省)』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。

イ 運動部顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日

ア 学期中

週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。なお、平日は定時退校日と併せて少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とするが、種目の特性等で上記の基準によりがたく、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が 2 日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。

イ 長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。ただし、部活動を教師の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても教師の定時退校が可能であることから、部活動単位で設定することも可能とする。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間

1 日の活動時間は、平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ただし、種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均 16 時間未満で活動することができる。

5 学校単位で参加する大会等

(1) 高等学校体育連盟が主催、共催する大会

(2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等